第4号様式(第10条関係)

会 議 绿 (要 旨)

| 会 | 議 | 名 | 武蔵村山市保育料検討協議会 | | |
|----------|--------|---|---|--|--|
| 開 | 催日 | 時 | 平成19年11月28日(水)午前10時00分 ~午後12時00分 | | |
| 開 | 催場 | 所 | 市役所4階402学習室B | | |
| 出欠 | 席 者 及席 | | 出席者:福島委員、大浦委員、吉野委員、波多野委員、濱浦委員、 佐藤委員、石橋委員、原田委員、布田委員、古川委員、健康福祉部加園部 長、児童福祉課池亀課長、児童福祉がループ 山﨑主査、児童福祉課髙橋 欠席者:なし | | |
| 注 | | | 1. 保育料のあり方について 2. その他 | | |
| 結 | i 論 | | 議題1について:事務局より説明、質疑応答 議題2について:第5回開催日の確認 | | |
| | | | (関連の質疑等をまとめたため、実際の質疑の順序とは異なります。) 開催前挨拶については省略 | | |
| | 会 長 | • | 本日の出席委員は、全員であります。協議会設置要綱第6条第2項の 規定により、定足数に達しておりますことを皆様にお知らせいたしま す。 | | |
| | | | それでは、只今から第4回武蔵村山市保育料検討協議会を開催いたします。 | | |
| 事 務 局 | | j | 報告の前に会議資料の確認をさせていただきます。 ・・・・ 資料の確認 ・・・ | | |
| | | | それでは、報告事項(1)「第3回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果 について」御報告申し上げます。 尚、会議録につきましては、要点記録とし本日の会議に諮って了承をいただ いた上で、公開の取扱いとさせていただきます。 | | |
| | | | 始めに、(P4)の委員の御発言の中で、減免制度に関してのお話がございましたので、第4回の資料4 - 1「武蔵村山市の保育料減額基準表」を添付させていただきました。又、待機児童と比較するのに、昼食・おやつ代として保育所児童一人当たりの賄材料費としての金額を記憶の中で申し上げてしまいましたが、公立保育所の正式な賄材料費予算額は、3歳未満児1ヶ月7,500円、3歳児以上1ヶ月5,600円となっております。 | | |
| | 会 長 | • | この金額はあくまでも賄材料費のみで、燃料費及び人件費は含まれていないという事をお含みいただきまして、前回のモデルケースや試算による一覧表をもとに、検討協議会としての保育料の額等について具体的な方向性を決めていただければと思います。 忌憚のない御意見をいただきたいと思います。 | | |
| | 事 務 局 |) | では、資料4‐1「武蔵村山市の保育料減額基準表」について御説明申し上 | | |

げます。基本的に保育料は、保育料基準額表に基づいて決定しております が、急激に収入が落ちた場合に適用できるものであります。生活保護法につい ては、月の途中からでも適用されますが、保育料につきましては、月の初日で 決定しますので、生活保護適用はその月がB階層で翌月からA階層の適用と なります。

条件3につきましては、収入が落ちてしまった世帯で、その収入の減額率に よって低階層に位置できるという規程でございます。条件3の中に、さらに4つ の条件を設けておりまして、昨年の収入より2割~3割減額してしまった場合、2 階層下げた保育料とし、3割・4割・5割と減額率により階層も5階層まで下げる 事が可能になりますが、最高減額でもC1階層であってそれ以下になる事はご ざいません。

条件4ですが、これは火災や風災害等の場合で、条件3までに該当せず、こ れらを踏まえ市長が認めた場合に2階層まで下げる事ができますが、ここでも 最高減額でもC1階層までという要件です。

以上で説明を終わります。

会 長 それでは、何か質疑等はございますか?

委 員 この表で、今までB階層の方は、A階層になる事は無いとなっておりますが、 この検討協議会でB階層の有料化になった場合は、A階層への移行という可 能性は含まれていますか?

今後、B階層の有料化が実現されますと、現行の減額基準表ではC1階層ま 事務局 でで、無料にならないとなっておりますが、保育料が変更になった場合は、これ らを踏まえた減額基準表の改定も考えていかなければいけないと思っておりま す。

保育料を決定する方法のひとつとして、今年度、来年度、再来年度と毎年切 員 り替えるのではなく、将来的な市の財政的にも、待機児童についても考えてい くと、思い切った方法を取り入れて、減額基準表の条件はこれらを考慮して変 えていっていただければいいのではないかと思います。

毎年保育料を替えていくようであると、毎年この様に検討協議会を開かなく てはいけなくなりますし、今回の最終的に出す報告案の中で、3年後、5年後の 社会情勢の変化に伴い見直しをするという付帯事項を入れることが可能かと思 います。

この保育料の改正に基づき、システムの変更等生じると思いますが、そのコ ストはどの位と考えていますか?又、その金額はどこから出てくるのですか?

概算見積もりではございますが、約1,000万円前後のシステム変更料金が 掛かると積算しております。又、財源についてですが、全市民からの税金を投 入する予定で考えております。

コストが約1,000万円掛かる事からも、1~2年先を考えるのではなく、やは り長期的に考えた保育料を検討した方がいいと感じます。

滞納額が多い事からも、納入への徹底を義務付ける事を附帯事項として付 けていただきたい。事業として継続性が必要であるから、国基準目途への数字 だけはあっても、入ってこなければ意味がないし、市や国の支援ばかりに頼ら

委

会 長

委 員

事務局

委 員

員

委

ず、保育料を納めるという基本があっていいと思うので、徴収分については相 当の努力をしていただきたい。今の世の中B階層が無料という事にどうしても不 平等感があるように思われるので、お子さんを預けている以上は、努力して少 しでも納めていただいた方がいいと考えます。 委 員 滞納された保育料分は、誰がどのように支払っているのですか? 事務局 全市民の税金を用いて、市は保育所に運営費を立て替えて支払っておりま す。もちろん過年度滞納分の徴収が実現できたものについては、一般財源とし て市に納入しております。 委 この会に来ると、何故御自分のお子さんを育てる上で、保育所に預かってい 員 ただいてるのに、そのお金を支払わないのか疑問が生じます。 これは議会でも問題になっている事柄でして、当市だけでなく全国的に蔓延 事務局 している状況でございます。しかし、来年度からは市民税、国民健康保険税等 を含み、徴収について然るべく処置をとる組織改正を行う予定であります。 会 長 それでは、今まで2つの考えが出ましたが、まず始めに、B階層の有料化に ついて決めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 委 異議なし 員 会 長 では、市の財源からみましても、今後のことからみましても、B階層の有料化 実現でよろしいでしょうか? 委 員 異議なし 会 長 では、B階層の金額について御意見をいただきたいと思います。 委 員 今は国の政策としても、介護保険法や医療保険法、障害者自立支援法から みても食材費は、受益者負担といってそこを利用されている方が直接負担する 事がほとんどになってきているので、その意味からしても保育料も食材費として の支払いでいいのではないかと考えます。 委 均等割世帯、C1階層との収入の違いがさほどないように感じますので、同 員 額はいかがかと思いますが。 事務局 第3回資料(P9)の給与収入250万円の世帯はB階層で、256万円の世帯 はC1階層である事から6万円の差で、保育料の有無が分かれてしまうという事 だと思われます。 委 250万円の方とは6万円の差ですが、それを下回る世帯とではやはり、違う 員 ように思われます。しかし、食材費の事から考えましても、1日100円と考えて2 0日間で2,000円の徴収ではいかがでしょうか? 委 B階層世帯にも保育料が課せられるとするならば、C1階層以降の方の理解 員 や、意識が高まり、又、回収率にも繋がると思います。そこで質問ですが、税源 移譲に基づき、国から何らかの形で、市に交付金等は入ってきているのです

か?

事務局

市財政課の説明からしますと、住民税は市町村の直接の財源であり、所得税については、交付金等として国から再分配される場合もありますが、国の考えとしては、市町村の全体的収入は、今までと同額程度であると聞いております。住民税の19年度につきましては、市としては上がるだろうと予測しております。

委 員

市の財政が厳しい事からも、B階層からの徴収はやむを得ないと思っておりますが、保育料を決定していく中で、ただ単に所得税で決めてしまうと、以前この検討協議会で聞いた、例えば1億の収入がある事業をしていても、経費が1億1,000万かかったら非課税世帯となってしまったりするので、違う基準で保育料を決めてはいかがでしょうか。確定申告時の課税所得金額ではなく、所得金額を対象としたり、武蔵村山市に、ある程度の固定資産を持っている世帯への加算等、別の基準を設けるべきではないでしょうか。

事務局

国の基準より多く徴収する事は許されないとしても、色々な基準を定める事は可能ですが、近隣市又は、国基準と比べたり、国の制度が変更になった場合に、対応しやすいように26市だけでなく全国的に所得税額を用いているのではないかと思われます。

会 長

それでは、皆さんのお話から致しますとB階層徴収の実現と、金額は2,000円という結論でよろしいでしょうか?

委員 異議なし

会 長

次に、国基準に向けての割合をどのようにするか、又それに向けてのC1階層以降の世帯への保育料について御検討願います。

委 員

減額基準表という救済システムがある事は、保育所に通所している保護者は 知っているのですか?

事務局

保育所のしおりの中に記載しております。また、このような減免という制度の他に、分納という形での相談にも対応しております。

委 員

保育料を上げる事について、2,000円は高いと感じても、1,500円ならという感情的な部分もあると思うが、保育料が少ししか上がらないとしても、少なからず批判は出てしまうので、少ない値上げで短期間であるならば変更にはコストも掛かってしまう事からも大きな値上げもやむを得ないのではないでしょうか。

事務局

C1階層以降1,469名の児童の世帯に一律500円の値上げを課した場合、8,814,000円、率にしますと1.53パーセントの影響が出てまいります。

委 員

隣接市の保育所との関係も重要だと考えられますが、当市から他市へ又は、他市から当市への児童はどの位の人数かわかりますか?又、その金額の差額について教えてください。

事務局

例年ですと70~90名の児童が、他市へ又は当市へ入所しております。その方々が、それぞれ同じ保育所で同じサービスを受けているわけですが、それぞれの市町村で定めた保育料の額が異なってまいります。その差額は、保護者

の属している市が負担していることになります。 委 員 保育料値上げにつき、滞納問題も気になっておりますが、保育料納入方法 はどのような種類があり、又どのような割合ですか? 事務局 保護者が直接金融機関で支払う方法と、銀行等指定口座からの引き落とし の二種類で、約66%の方が口座引き落としを利用しています。尚、保育所の 継続の方には、口座振替のお願いをしておりまして、新規の方には、申込みの しおりの中に口座振替申込書を入れております。 委 現在、保育料を後回しにしてしまう保護者がいるような現状なので、全員口 員 座引き落としを徹底させる事を努力し、それを大前提にしていただかないと保 育料支払いの負担感がつのり、滞納者増加へ繋がってしまうと思われます。 会 長 市は、保育料だけではなく、国民健康保険料、市都民税等も口座振替でお 願いしております。 私の聞いた範囲では、口座振替の世帯でも給料日には銀行にて全額を引き 委 員 出してしまうので、引き落としが不可能になってしまったり、現金納付の方が確 実だと感じている世帯がいるなど、一律全員口座振替が妥当かどうかは、やっ てみないとわからないと感じます。 それでは、国基準50%に近づけるとなると、保育料の値上がりにより以前よ 会 長 り滞納者が増える危険性が考えられるので、収納課での業務の徹底をお願い しますという事を付帯事項で申し伝えたるという事でいかがでしょうか。 委 員 異議なし コストの面からも、財政の面からも、また国基準50%目途近隣市との兼ね合 委 員 いからみても、B階層と同じ一律2,000円という案はいかがでしょうか。 会 長 この検討協議会では、生の数字を出したほうがいいか、国基準の目途として 利率で出した方がよろしいでしょうか?B階層については、今までゼロだったの で案としての額は必要となりますが、C・D階層については細かい額ではなく、 概ね引き上げという事で、50%に近付けたいとの結論でいかがでしょうか。 委 50%以上を目途にすることは賛成です。市の中には幼稚園もあるので、幼 員 稚園通園世帯と比べた場合等を考慮したり、市の苦しい情勢からしてもそれが 市の財政に合わせてあるのであればやはり、50%ではなく、50%以上を目標 に決めていくべきだと考えます。又保育料改正後、待機児童は減ると考えられ ますか? 事務局 保護者の方が、保育料の額によって幼稚園と保育所を選んでいるかどうか は調べておりません。しかし、幼稚園では前回の資料からみましても、最低でも 10,000円当たり支払わなくてはいけませんが、保育所の方は、ゼロから始ま りますし、保育時間、保育内容も違う事から保護者の希望する時間帯と合致し た場合、金額の差がなくなれば選択肢が二つの中から選べるようになり、待機

 h_{\bullet}

児にも影響があるかもしれないと想定はできますが、確実なものではありませ

| 幼稚園は文部科学省で、保育所は厚生労働省で、福祉である意味合いが強いので、できれば負担のない方向を理想としますが、B階層がここで改正する事になりましたので、平等感という皆さんのお話からしましても同じ2,000円ですと今までと同じになってしまうので、C・D階層には、一律1,000円という案がよろしいのではないかと考えます。 |
|--|
| それではそろそろまとめたいと思います。色々の案と具体的な額が出ておりますが、他に違った数値的な意見はございますか? |
| 長期的に考えましても、国基準の50%を超える保育料という報告案で、額等は試算で目安が出ておりますので、これに近い数値が想定できますし、50%を確保するという事を図っていただければいいと思います。 |
| 報告として求められるのは、50%に近づけるという案ではなく、具体的な数値を図るべきではないでしょうか。 |
| 過去の答申を申し上げますと、具体的な数字をいただいております。率だけを用いて保育料が例えば1,000円の場合、5%値上がりとするならば50円ほどしか変わりませんが、40,000円の保育料の世帯には同じ5%で考えても2,000円の値上がりになり、保育料を多く支払う方の割合は常に多くなってしまいます。そこで、今回の試算としては一律方式で算出させていただいております。尚、新たに200円刻みでの試算表と割合の表も次回、御用意させていただきます。 |
| では次回は、委員皆さんの御発言より国基準額を概ね50%を超えるという 案で、具体的な数値につきましては、次回までに事務局がさらに幾つかの試算 表を提示し、そこから選び、答申案とさせていただ〈方向でよろしいでしょうか。 |
| 異議なし |
| それでは、第5回は12月20日(木)午前10時から、市役所3階301会議室に決定いたしておりますので宜しくお願いたします。本日は皆様の御協力により、滞りなく議事を進行する事ができ、また、長時間に渡り、御検討いただき大変ありがとうございました。これで第4回武蔵村山市保育料検討協議会を終わります。御苦労様でした。 |
| |

| 会議の公開・非 公開の別 | 図公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 | 傍聴者:0 | 人 |
|----------------------|---|----------|---|
| 会議録の開示・ 非 開 示 の 別 | ○開 示□一部開示(根拠法令等:□非 開 示(根拠法令等: | |) |
| 庶務担当課 | 健康福祉部 児童福祉課 児童保育グループ | (内線:183) | |

(日本工業規格A列4番)